

# 長岡市建築設計協同組合耐震判定委員会規則

制定 平成 28 年 4 月 1 日

(設 置)

**第 1 条** この規則は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 1 2 3 号）に基づく建築物の耐震診断を実施するに当たり、耐震診断の結果および耐震改修計画に関し、高度な専門的見地から耐震性能等の審議・評価をするため、長岡市建築設計協同組合耐震判定委員会（以下「判定委員会」という）を設置する。

(判定対象建築物)

**第 2 条** 判定委員会で判定を行う建築物は、長岡市が発注した建築物とする。

(組 織)

**第 3 条** 判定委員会は、次に掲げる者のうちから、理事長が委嘱する委員で構成する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) その他理事長が必要と認める者

(委員の任期)

**第 4 条** 委員の任期は 2 年を原則とし、再任は妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合に於ける補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

**第 5 条** 判定委員会に委員長及び副委員長各 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(会 議)

**第 6 条** 判定委員会の会議は、理事長の要請に基づき委員長が招集する。

- 2 判定委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 判定委員会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(庶 務)

**第 7 条** 判定委員会の庶務は、長岡市建築設計協同組合判定会事務局において処理しその判定会事務局担当員は理事長が委嘱する。

(日 当)

**第8条** 判定会事務局担当員の日当については下記による。

ア 自宅作業等の場合

- ・ 3時間以内は、 ¥3,000-
- ・ 3時間を超えた場合は ¥4,000-

イ 事前審査・判定会等で立会を要する場合

- ・ 3時間以内は、 ¥3,000-
- ・ 3時間を超えた場合は ¥4,000-
- ・ 4時間を超えた場合は以降1時間あたり¥1,000-加算する。
- ・ 9:00～17:00 以外の時間については¥4,000-

申請者は、毎月最終週木曜日を自己申告の締めとし、理事長が決済する。

(そ の 他)

**第9条** この規則に定めるもののほか、判定委員会の運営に関し必要な事項は、理事長が別に定める。